

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する
有識者会議の開催について

令和 5 年 2 月 21 日
内閣官房長官決裁
令和 5 年 11 月 16 日
一部改正

1. 趣旨

主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズを踏まえ、セキュリティ・クリアランス制度等について検討を行うため、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる者により構成し、経済安全保障担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 座長は、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、専門的な知見を有する学識経験者等を臨時委員として参加させることができるほか、関係者に出席を求めることができる。

3. 庶務

会議の庶務は、内閣官房及び内閣府において処理する。

4. その他

前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する
有識者会議 構成員

(五十音順)

梅津 英明	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 経済安全保障委員会 委員長
境田 正樹	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士
鈴木 一人	東京大学公共政策大学院 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総合局長
永野 秀雄	法政大学人間環境学部 教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
細川 昌彦	明星大学経営学部 教授
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授